

市長所信表明（平成31年3月）

おはようございます。

本日、平成31年3月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜りありがとうございます。

所信を申し上げる前に、去る2月13日御逝去されました故岸田秀樹議員に対し、これまでの市勢発展への御尽力に厚く感謝いたしますとともに、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「認定こども園の整備」についてであります。

平成29年6月に着工いたしました「鴨島東こども園」は、新築工事が無事完了し、いよいよ4月に開園を迎える運びとなりました。

3月25日には落成式を執り行い、式典後には内覧会を開催し、地域の方を含め多くの方々に、新園舎をご覧いただきたいと思っております。

これまでの工事関係者の方々の御努力や、保護者、地域の皆様をはじめ、御理解・御協力いただきました全ての方々に深く感謝し、心よりお礼申し上げます。

また、開園に伴い、園内に地域子育て支援拠点施設「もうもう・あい・ランド」を設置します。

本市直営の子育て支援施設としては、川島こども園内の「ちびっこドーム」、高越こども園内の「ほたるルーム」に続いて3番目となります。子育て中の親子が気軽に利用し、交流、育児不安についての相談、子育て情報の提供などをワンストップで行う、市内東部

地域における、子育て支援の拠点としての機能を担ってまいります。

一方、民間活力を活かした「鴨島中央部地区における私立認定こども園」の整備につきましては、昨年12月から建築工事が着手されております。

工事は概ね計画どおりに進んでおり、2020年4月の開園を目指しております。当園の開園をもって、就学前の幼児教育・保育の一体化を図る「幼保再編構想」で計画した認定こども園の整備は、すべて完了することになります。

次に、「吉野川市多目的グラウンドの愛称とオープニング行事」
について申し上げます。

川島町の旧上桜温泉・中央美化センター跡地に整備しております、「吉野川市多目的グラウンド」は来月竣工し、4月から供用開始予定としております。

市民の皆さまに親しまれる施設となるよう、市内の小・中学生から愛称を募集したところ、約300点の応募がありました。選考の結果、入賞5点に絞り込み、この中で、西麻植小学校・5年生・幸田 葵（こうだ あおい）さんから応募のあった「上桜スポーツグラウンド」が優秀賞となり、愛称として決定することといたしました。

また、4月27日には、オープニング行事として、市内で活動されている少年からシニアまでの団体を中心に、サッカーとタグラグビーの試合を計画しております。

当日は、是非多くの市民の方にご来場いただきたいと思います。と
おります。

次に、「中心市街地活性化の推進」について申し上げます。

中心市街地活性化として進めております「吉野川市アリーナ」建設工事は、3月から鉄骨建方の施工に着手します。工事が進んでまいりますと、建物としての外郭が見え、完成への期待が高まってこ
うかと思えます。

また、交流センターにつきましては、外装改修・内部仕上工事を
施工中でございます。

管理・運営については、指定管理者制度を導入することとしており、アリーナ及び交流センターの複合施設として、設置及び管理について必要な事項を定める「吉野川市民プラザ条例」を今定例会に提案しております。来年度、指定管理者候補を募集し、本年9月議会に「指定管理者の指定」の議案を提案する予定であります。

なお、駅前周辺整備に関しましては、基本設計を3月末に完了し、来年度には詳細設計を行い、駅前ロータリー・駐車場・駐輪場・市道駅東線等を再整備し、市の玄関口にふさわしい顔づくりを進めてまいります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育てに優しいまちづくり」についてであります。

まず、「多子世帯保育料の無料化」についてであります。

本市独自の施策として、多子世帯におけるカウント方法を、扶養する18歳未満の最年長児からに変更し、第2子半額・第3子以降無料とする市民にとってわかりやすく、負担の少ない保育料制度にするとともに、昨年10月からは、県の補助制度を活用し、3歳以上の第2子の無料化を、所得制限を設けて実施しております。

さらに、本年4月からは、この所得制限の枠を越えた市の施策として、すべての3歳から5歳児の第2子無料化を、国の制度に先駆けて実施します。

今後とも、就学前の子どもに対する教育・保育及び保護者に対する子育て支援の充実に努め、子育てにやさしいまちづくりを進めてまいります。

次に、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」についてであります。

新たな子育て支援施策として、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」を本年10月から実施します。

この事業は、県から2分の1の補助を受け、0歳から2歳までの乳幼児を在宅で育児している世帯に対して、一時預かりやファミリーサポートなどの子育て支援サービスを受ける際に使用可能なクーポン券を交付する事業であります。

本市の地域性や独自性を活かした幅広いサービスが提供できるよう現在、準備を進めており、子育て世帯の経済的な負担軽減はもとより、ご家庭の心理的・肉体的負担の軽減を図り、より一層きめ細やかで切れ目のない支援を図ってまいります。

次に、「プレミアム付商品券の発行」についてであります。

今回のプレミアム付商品券は、本年10月からの消費税率引上げに際し、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の全額補助を受けて、販売をいたします。その対象となるのは、低所得者や0歳から2歳の子育て世帯であります。

2万5,000円相当の商品券を2万円で販売いたしますが、500円券10枚つづりを5回に分けて購入することも可能となる予定です。

対象者が限定されているため、販売は市役所で10月から行うこととしており、使用期間は発売から約5か月程度を見込んでおります。

なお、使用できる店舗等は商工団体加盟店のほか、公募による市内業者への募集も行います。

本市内のみでの使用となりますので、購買の促進により地域経済の活性化が図られることも期待しております。

2点目は、「健康で福祉に温かいまちづくり」についてであります。

まず、「よしのがわ国保健康ポイント事業の拡大」についてであります。

本市では、平成30年度より、国民健康保険の被保険者の方々の主体的な健康づくりを促し、健康レベルを向上させることを目的に、

「よしのがわ国保健康ポイント事業」を実施しております。

本事業は、特定健診・その他検診の受診、及び、運動教室や介護予防教室等の健康イベントに参加し、スタンプを集め、このスタンプと市指定ごみ袋とを交換することにより、被保険者の健康意識の向上を期待するものであります。

平成31年度からは、事業を拡大し、健診結果説明会に参加された場合もポイントを付与することといたしました。健診を受診するだけでなく、自分自身の健康状態を理解し、生活改善をしていただくことで、健康寿命の延伸につながるものと考えております。

次に、「がん検診推進事業」についてであります。

がん検診につきましては、平成25年度から対象者に『受診券つづり』の個別送付を行うことにより、周知及び受診率の向上に取り組んでまいりました。

一定程度の受診率向上は見受けられましたが、まだ県内平均を下回っていることから、さらなる向上を目指す必要があります。

このため来年度から、市民の皆さまがご自身の受診可能な検診項目をひと目で確認可能な『見開きで一覧にした受診券』に変更することといたしました。

また、「検診内容」や「集団検診日程」、「実施医療機関」などの大切なお知らせを一つにまとめた『つり下げ可能なカレンダー形式の保存版』として配布し、各家庭で共有でき、利用しやすいようにします。

今後とも、周知啓発を充実し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見、早期治療と正しい健康意識の普及を図ってまいります。

3点目は、「教育に強いまちづくり」についてであります。

まず、「学校トイレの洋式化」についてであります。

学校教育の環境改善を図るため、国の交付金を活用して、

平成29年度から小学校トイレの洋式化を進めてまいりました。

対象10校中、7校については、既に完了し、本定例会に補正予算で提案しております、上浦・牛島・山瀬各小学校の整備が来年度完了することで、全ての小学校トイレの洋式化が図られることとなります。

今後とも、引き続き、中学校のトイレ洋式化も検討するなど、児童生徒のより良い教育環境の提供に努め、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

次に、「学校ブロック塀改修工事」についてであります。

昨年6月に発生した「大阪府北部地震」では、学校のブロック塀が倒壊し、児童が死亡するという事故が生じたことから、児童生徒の安全性の確保のため、順次改修を進め、市内学校の緊急性を有する危険ブロック塀については、すでに改修工事を完了いたしました。

現在は、「建築基準法」の基準を満たしていないブロック塀及び老朽化の著しいコンクリート塀の改修工事について、国の臨時特例交付金を活用し、順次着手しております。

今後とも、児童生徒の安心安全な学校教育環境の確保に努めてまいりますので、工事中、周辺の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、「体育施設予約システム導入事業」についてであります。

体育施設の利用申込みについては、業務時間内のみ受付しかできず、施設利用者から「もっと利用しやすくしてほしい」というご要望がかねてからございました。

このため、24時間365日いつでも申込ができ、また空き状況の確認もできるサービスとして、「体育施設予約システム」を導入することといたしました。

予約システムでは、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して施設の予約申込みや空き状況の検索を行うことが可能となります。

利便性の高い予約システムの導入により、体育施設等の更なる利用の向上を図ってまいります。

4点目は、「地域の個性を生かしたまちづくり」についてであります。

まず、「地方創生に向けた新たな取り組み」についてであります。

本市「若手職員政策提案プロジェクトチーム」が、鴨島の菊、チエリーロードの桜、山川のオンツツジ、美郷の梅など、多彩で美しく彩られた吉野川市の花の魅力に着目し、エディブルフラワー（食用花）を活用した地域活性化策をまとめました。

この「花で彩る吉野川市の未来 エディブルフラワー・エコシステム・チャレンジ」と銘打った政策提案を、四国財務局徳島財務事務所の若手職員プロジェクトチームと協働し、内閣府主催の「地方創生☆政策アイデアコンテスト」に応募したところ、昨年12月、最優秀賞の「地方創生担当大臣賞」を受賞しました。

また、同月、このアイデアの組織的な推進体制を構築するために、四国で初めてとなる「四国財務局との連携協定」を締結したところであります。

今後、庁内の推進体制を強化するとともに、四国財務局・民間事業者・金融機関等との連携をより深め、地元の方々のご理解、ご協力をいただきながら、廃校となった川田西小学校の校舎等の利活用をベースに、本アイデアの具現化に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

次に、「川島城の休館対応と今後」についてであります。

平成29年度に実施した診断の結果、川島城は耐震性がないことが分かりました。この間、市では対応等について様々な検討を重ねてまいりましたが、老朽化や利用状況等を総合的に勘案した結果、耐震工事は行わず、建物内の使用を制限し、4月以降は休館することといたしました。

今後、市のランドマーク的建築物であること等に鑑み、民間の力を借りるなどの方法により、保存できるよう、調整してまいりたい

と考えております。

なお、併設するテニスコートは、利用者が多いことから、利用を継続し、近隣する城山老人福祉センターで、休日でも予約や使用料の支払いができる体制を整えます。

また、近隣の城山児童公園のトイレを一部洋式化する等、環境整備を併せて行うこととしておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、「森林環境税を活用した森林経営管理事業」についてであります。

「森林経営管理法」が本年4月から施行され、経営管理が行われていない森林について、森林所有者の経営管理を市町村を通じて民間事業者へ委託するといった「新たな森林管理システム」を構築することになります。

本市では、まずは森林所有者に対し、「経営管理意向調査」を実施すべく、その準備に取り組んでまいります。

これらの事務経費には、平成31年度から創設予定の「森林環境譲与税」を財源として充てることができるとともに、この譲与税は、間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発などに使えることとされております。

「森林環境税」及び「譲与税」創設の趣旨である、「パリ協定」の枠組みの下、わが国の「温室効果ガス排出削減目標」の達成や災害防止を図るため森林整備等に寄与できるよう、事業を進めてまいります。

次に、「中小企業者等の振興施策」についてであります。

有識者等による検討と、パブリックコメントを経まして、「吉野川市中小企業者、小規模企業者及び小企業者の振興に関する基本条例（案）」を今議会に提案しております。

市では、この「基本条例」に基づく取り組みを推進するため、中小企業者等の振興を目的とした「中小企業者等振興基金」を新たに創設し、1億円を積み立てることにいたしました。併せて、基金の

運用益を原資とし、県の支援制度では不足する運転資金の円滑な調達を、市と県信用保証協会、市内金融機関とが連携し拡大する「短期事業資金保証制度」を、県内他市町村に先駆けて創設します。

厳しさが増す中、本市は、中小企業者等の振興を市政の重要施策の一つとして位置づけ、この「基本条例」と「基金」を2本柱に、地域社会が一体となって、効率的かつ効果的にしっかりと取り組んでまいります。

5点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

現在の「吉野川市防災ハザードマップ」は、平成18年3月に作成したのですが、平成29年の「水防法」改正、そして平成28年に国が公表した想定最大規模降雨に伴う「洪水浸水想定区域図」に対応していないため、現在の基準に合わせ更新します。

更新したハザードマップは、ウェブサイトで公表するとともに、市内全世帯や転入者、また、多くの方が利用する公共施設や防災教育の教材として学校に配布することを予定しております。

更新後は、市の広報誌やホームページ、防災訓練等で周知を図り、防災意識の更なる向上に役立ててまいります。

6点目は、「効率的に行政運営をするまちづくり」についてであります。

まず、「生活排水処理の最適化」についてであります。

本市における「浄化槽汚泥等」の処理については、市内で稼働中の下水道処理施設を有効活用した「単独処理」に転換することとし、準備を進めているところでございます。

これまで、施設周辺の皆様方への事業説明を行うとともに、平成30年12月議会定例会におきまして、現在、共同処理をしている「阿北環境整備組合」からの脱退についてご承認をいただき、構成団体に予告を行ったところであります。

今後、周辺地域の皆様方のご理解・ご協力をいただきながら、単

独処理を行うための受入施設、進入路などの整備を行い、2021年4月から処理を開始する予定としております。

次に、「下水道事業の地方公営企業法への法適用化」についてであります。

下水道事業の長期的収支の見直しや使用料の適正化など、今後の経営安定化に向け、平成27年度から「地方公営企業法」の全部適用による公営企業会計への移行に取り組んでまいりました。今定例会で条例改正案の承認をいただき、本年4月1日から実施する予定であります。

また、平成31年度には将来にわたって安定的に下水道サービスの提供を維持していくため、「経営戦略検討審議会」を設立することとしております。

今後とも、より一層経営の健全化に努めて参りますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、「ごみ処理の最適化」についてであります。

本市の今後におけるごみ処理の方向性につきましては、昨年6月議会定例会において、本市単独で事業を進める方針を決定し、現在、建設候補地について選定作業を進めているところであります。

平成31年度は、候補地を決定するとともに、新施設に係る地域計画・公害防止計画などの調査・検討を行う予定としております。

本事業は、市民生活に直結する重要な事業であります。今後、事業を推進するにあたり、「一般廃棄物処理基本計画」の中で示された「中間処理施設整備計画」に基づき、より効率的な運営を目指し、周辺環境に配慮した施設を、既存施設の使用期限までに整備できるよう進めてまいります。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「専決処分」の報告案件が3件、条例の制定6件、廃止1件、一部改正15件の条例に関する案件が22件、一般会計（第5号）及び特別会計等の「平成30年度補正予算」に関する案件が7件、「平成31年度当初予算」に関する案件が6件の計38件でございます。

まず、報第1号から報第3号までは、専決処分の報告でございます。

市有車両が関係する交通事故に関する和解及び損害賠償額の決定が2件

鴨島東部地区認定こども園新築工事の変更請負契約の締結が1件となっております。

次に、

議第1号から議第22号までは、「条例関係議案」です。

議第1号「吉野川市環境施設整備基金条例」は、市が設置する一般廃棄物処理施設の整備に係る財源を確保するための基金を設置するために必要な事項を定めるものです。

議第2号「吉野川市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」は、いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み、いじめ問題対策連絡協議会などの組織を設置することについて必要な事項を定めるものです。

議第3号「吉野川市多目的グラウンド条例」は、4月から供用開始する、川島町の多目的グラウンドの設置及び管理について、使用料その他の必要な事項を定めるものです。

議第4号「吉野川市民プラザ条例」は、旧麻植協同病院跡地で整備を進めているアリーナを含む複合施設の設置及び管理について、使用料その他の必要な事項を定めるものです。

議第5号「中小企業者等振興基金条例」は、中小企業者等の振興を図るための事業に係る財源を確保するための基金を設置するために必要な事項を定めるものです。

議第6号「中小企業者、小規模企業者及び小企業者の振興に関する基本条例」は、
中小企業者等の振興に関する基本理念や市の責務、中小企業者等の役割についての基本的な事項を定めるものです。

議第7号「表彰条例の一部改正」については、
表彰式に多くの被表彰者が参加できるよう、日程調整を柔軟に行うための所要の整備を行うものです。

議第8号「行政組織条例の一部改正」については、
下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う所要の整備等を行うものです。

議第9号「職員定数条例の一部改正」については、
下水道事業の地方公営企業法の適用及び定員適正化計画の実績に鑑み、所要の改正を行うものです。

議第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」については、
国家公務員に係る超過勤務命令の上限時間が設けられたことに鑑み、所要の改正を行うものです。

議第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」については、
情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員の報酬について、所要の整理を行うものです。

議第12号「土地開発基金条例の廃止」については、
公共用地の先行取得の必要性が薄れてきたこと、また今後の活用の可能性も低いことから、土地開発基金を廃止するものです。

議第13号「市立学校設置条例の一部改正」については、
鴨島東こども園の開園に伴い、牛島・上浦・森山の各幼稚園を閉園することについて所要の改正を行うものです。

議第14号「公民館条例の一部改正」については、
地区公民館の名称を、従前より使用している呼称で整理するため、所要の改正を行うものです。

議第15号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正」につ

いては、
災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、
災害援護資金の貸付利率を引き下げる等の所要の改正を行うものです。

議第16号「国民健康保険税条例の一部改正」については、
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、低所得者に係る軽減基準額の変更の措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

議第17号「代替バス運送条例の一部改正」については、
主に美郷地区で運行している代替バスに係る運賃の公平性を保つため、初乗り運賃区間を設定する等の運賃表の見直しを行うものです。

議第18号「水道事業の設置等に関する条例の一部改正」については、
下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、関係条例を含めて、所要の改正を行うものです。

議第19号「簡易給水施設設置条例の一部改正」については、
市内の飲料水供給施設及び簡易給水施設の名称等について、所要の整理を行うものです。

議第20号「保育所条例及び吉野川市立認定こども園条例の一部改正」については、
鴨島東こども園の開園及び鴨島東保育所の閉園に係る所要の整備を行うものです。

議第21号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」及び

議第22号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」については、
それぞれの事業に係る設備及び運営に関する基準省令が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものです。

**次に、議第23号から議第29号までは、
「平成30年度補正予算案」です。**

議第23号「一般会計・補正予算（第5号）」は、
各事業における実績に伴う不用額・不足額を調整する一方、

小学校トイレ（上浦小・牛島小・山瀬小）の洋式化事業の前倒しによる追加、及び財政調整基金・減債基金、また新たに設置いたします（新）環境施設整備基金・（新）中小企業者等振興基金への積立金などの追加により、7億5,573万円を増額し、補正後の予算総額を、244億892万5千円とするものです。

議第24号から議第29号は、「国民健康保険・特別会計」、「後期高齢者医療・特別会計」、「介護保険・特別会計」、「公共下水道事業・特別会計」、「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計」、「農業集落排水事業・特別会計」の6つの特別会計について、事業費の確定等により、所要の補正を行うものです。

次に、議第30号から議第35号までは、
「平成31年度当初予算案」です。

議第30号「一般会計予算」につきましては、予算額、234億5,590万円で、対前年度比 2億8,990万円（1.3%）の増となっています。これは、本年度の主要事業でありました鴨島東部地区認定こども園整備事業、中央美化センター跡地多目的運動場整備事業などが終了する一方、平成31年度は、都市再生整備事業の中核となるアリーナ・図書館・交流センター他の建築工事が本格化することや鴨島中央部地区認定こども園整備事業促進に所要の予算を計上したためであります。

議第31号「国民健康保険・特別会計予算」は、保険給付費、特定健康診査等事業費など、48億1,033万5千円を計上しています。

議第32号「後期高齢者医療・特別会計予算」は、広域連合納付金など、6億5,111万8千円を計上しています。

議第33号「介護保険・特別会計予算」は、保険給付費、地域支援事業費など、53億4,654万7千円を計上しています。

議第34号「水道事業会計予算」は、

安全・安心な水を供給するための経費として、
収益的支出で、6億3,508万1千円、
資本的支出で、6億1,450万円を計上しています。

最後に、議第35号「下水道事業会計予算」は、
鴨島中央処理区・川島処理区・川田処理区の管渠整備や、
各処理場の維持管理費、借入金の元利償還金等で、
収益的支出で、12億1,643万1千円、
資本的支出で、13億8,185万1千円を計上しています。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分御審議の上、原案ど
おり御賛同くださいますようお願い申し上げます。